

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
社会福祉法人 ころろ 小規模特別養護老人ホームころろ のだの里

【運営規程】

第1章 施設の目的及び運営の方針

第1条 目的

- 1 この規程は、社会福祉法人ころろが「小規模特別養護老人ホームころろ のだの里（以下「当施設」という。）」において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

第2条 運営方針

- 1 当施設は、指定地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めるものとする。
- 3 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 当施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「金沢市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 法人の理念、目標及び基本方針

- 1 理念 : 誠実
- 2 目標 : 私たちは「個々人のリカバリー」を実現するため、「高い専門性とホスピタリティ」をもった福祉・医療・介護サービスの提供を行っていくとともに、地域に開かれ信頼される「あたたかな病院及び施設」づくりを目指します。

3 基本方針

(1) ウェルネスモデル

- ・(病を) 診るのではなく (人を) 見る。
- ・私たちは、ご本人の健康な力 (ウェルネス) が最大限に発揮できるよう、それぞれの人生、生活・取巻く環境に関心を持ち、「生活者としてみる視点」を大切にします。

(2) ご本人中心のチーム

- ・リカバリーチームの中心は、ご本人です。
- ・私たちは、個々人が尊重され生き生きと過ごせるよう、高い専門性を持ったスタッフの集合体である「多職種チーム」による支援を行います。

(3) よりそい、つむぐ

- ・生活はいろいろな人たちのつながりで成り立っています。
- ・私たちは、ご本人の生活に寄り添い、生活の場である地域との関わりを深めることにより「人」「生活」「地域」を紡ぎます。

(4) 高い専門性と豊かな人間性を育む

- ・より良いサービスの提供には能力や技術を磨くとともに、互いに学び成長し合う「豊かな人間性」が必要です。
- ・私たちは、これが本当の意味での適切なサービス提供であると考えます。

(5) とにかく考え、工夫し、やってみる

- ・社会変化や求められるニーズに対応できるよう、一人ひとりが業務改善と効率化について考え、工夫を行います。
- ・私たちは、変化を活かし行動できる風土を大切にします。

第2章 施設の名称及び所在地

第4条 名称及び所在地

- 1 種 別 : 地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護
- 2 法人名 : 社会福祉法人こころ
- 3 施設名 : 小規模特別養護老人ホームこころ のだの里
- 4 所在地 : 石川県金沢市野田2丁目261番地

第3章 職員の職種、員数及び職務等の内容

第5条 職種、職員数及び職務内容

- 1 当施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を満した上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。
 - (1) 施設長（管理者） 1人（常勤 兼務）
 - ・職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
 - ・施設長（管理者）に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長（管理者）の職務を代行する。
 - (2) 医師 1人（非常勤、嘱託）
 - ・入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
 - ・入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(3) 生活相談員 1人以上(常勤)

- ・生活相談員は、入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

(4) 介護支援専門員 1人以上(常勤)

- ・介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保する。

※生活相談員と介護支援専門員は、法令の範囲内で兼務することができる。

(5) 看護職員 常勤換算方法で1人以上

- ・入居者の健康管理、主治医の指示に基づく医行為、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 介護職員 常勤換算方法で10人以上

- ・入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1人置く。
- ・日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。

(7) 管理栄養士もしくは栄養士 1人以上(常勤)

- ・嗜好を考慮した献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。

(8) 機能訓練指導員 1人以上(兼務可)

- ・入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(9) その他

- ・給食業務の調理員は外部委託により実施する。

2 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

3 職員は、法人の就業規則及び別に定める各マニュアルを遵守することとする。

第6条 職員の勤務体制等

1 当施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 施設長(管理者)は毎月の勤務割表を、その前月の7日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。

3 施設長(管理者)は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のために、金沢市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識、これらの者との連携に関する事項及び入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待防止に関する事項を含め、研修の機会を積極的に設けるものとする。

第4章 入居定員

第7条 入居定員

1 当施設の入居者の定員は、29人とする。

- 2 当施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

第5章 ユニット数及びユニットごとの入居定員

第8条 ユニットの数

- 1 当施設のユニット数は3ユニットとする。

第9条 ユニットごとの入居定員

- 1 当施設のユニットごとの定員は、1階つつじユニット10人、2階ゆずユニット10人、2階さくらユニット9人とする。
- 2 居室はいずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。
- 3 当施設が提供する居室は個室とし、重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

第6章 入居者に対する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

第10条 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容

- 1 施設サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 地域密着型施設サービス計画の作成
 - ・当施設の介護支援専門員は、地域密着型施設サービスの提供の開始に当たり、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型施設サービス計画を作成する。
 - (2) 地域密着型施設サービスの提供にあたっての留意点
 - ・家族や地域住民との交流、地域活動への参加を図りつつ、入居者の心身の状況、希望等を踏まえて地域密着型施設サービス計画を作成する。
 - ・入居者一人ひとりの人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って、できる限り家庭的な雰囲気で日常生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。

(3) サービスの取扱い方針

- ・当施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- ・当施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- ・当施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- ・当施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- ・職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又は家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、同意を得るものとする。

2 入浴

- (1) 当施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

3 排泄

- (1) 当施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- (2) 当施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

4 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話

- (1) 当施設は、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

5 機能訓練

- (1) 当施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

6 健康管理

- (1) 当施設は、施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

7 相談、援助

- (1) 当施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- (2) 当施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

8 栄養管理

- (1) 当施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- (2) 当施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

(3) 当施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

(4) 当施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

9 口腔衛生の管理

(1) 当施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

10 その他、社会生活上の便宜の提供等

(1) 当施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

(2) 当施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入居者又は家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行うものとする。

(3) 当施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者と家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(4) 当施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 当施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、また施設内の掲示板等で公表することにより常にその改善を図るものとする。

第11条 要介護認定の申請に係る援助

1 当施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、入居者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

2 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

第12条 利用料その他の費用の額

1 当施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

・食事の提供に要する費用 別に定める入居料金表による

・居住に要する費用 ユニット型個室 別に定める入居料金表による

2 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 当施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (2) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）
 - (3) 理美容代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 当施設は、前項各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

第13条 保険給付の請求のための証明書の交付

- 1 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した施設サービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第7章 施設サービス提供上の留意事項等

第14条 サービス提供拒否の禁止

- 1 当施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

第15条 サービス提供困難時の対応

- 1 当施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

第16条 入退居

- 1 当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
- 2 当施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 当施設は、入居申込者の入居に際しては、入居者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、入居者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 当施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 当施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

- 7 当施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 8 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
- 9 当施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるようにするものとする。

第17条 サービス内容の説明及び同意

- 1 当施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）の提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又は家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

第18条 受給資格等の確認

- 1 当施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、入居者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 当施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

第8章 施設利用の留意点及び禁止事項等

第19条 施設の利用に当たっての留意点及び禁止事項等

- 1 当施設は、適切な介護サービスの提供を維持し、職員の安全を確保するため、入居者又は家族等による次に掲げるハラスメント行為を禁止する。
 - (1) 暴言、威圧的な言動、身体的な暴力
 - (2) セクシャルハラスメント（不必要な身体接触、卑猥な発言等）
 - (3) 実現不可能な過度な要求、長時間の拘束
 - (4) 職員個人に対するSNS等への誹謗中傷、無断での写真・動画撮影
 - (5) 当施設は、前項の行為が確認された場合、組織として毅然とした対応を行い、必要に応じて警察等の外部機関と連携するものとする。
 - (6) ハラスメント行為により、安全なサービス提供が困難であると判断される場合には、サービスの提供を停止、又は契約を解除することがある。
- 2 入居者及び家族、又はその関係者等は、施設内において当施設の許可なく以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 施設内での録音、録画、および写真撮影。
 - (2) 他の入居者、その家族、又は職員を対象とした無断撮影（プライバシーの侵害にあたる行為）。
 - (3) 撮影・録音したデータを、インターネット（SNS、動画配信サイト等）へ公開、又は第三者へ提供すること。

- (4) 前項の規程に違反する行為が認められた場合、当施設は撮影・録音の中止、およびデータの消去を求めることができるものとする。
- 3 その他、入居者及び家族は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと。
 - (3) 当施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと。
 - (4) 当施設の秩序を乱す行為をしたとき。
 - (5) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (6) 入居者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入居者の心身の状況等により、入居者又は家族代表からの申出により、当施設が責任をもって管理することができる。
 - (7) 前項の規程により、当施設が入居者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、当施設は善良な注意義務をもって保管するものとする。

第9章 緊急時等における対応方法等に関する事項

第20条 緊急時における対応

- 1 当施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。
- 2 夜間等の医師・看護職員不在の時間帯は緊急連絡により医師又は看護職員が駆けつけるオンコール体制であることについて事前に家族に理解を得、病状の変化等に伴う緊急時の対応については、医師、看護職員及び介護職員が連携を密にして判断する。夜間については介護職員が医師又は看護職員と連絡をとって対応する。家族とは24時間の連絡体制を確保し、家族が医療機関への入院を希望する場合はその支援を行う。

第21条 協力医療機関

- 1 当施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力医療機関を定める。
- 2 当施設は、入居者の病状の急変等に備え、あらかじめ協力医療機関を定め、当該協力医療機関との間で、緊急時の対応方法について書面等により合意を得るものとする。また、年1回以上、協力医療機関との間で緊急時の対応体制を再確認する。
- 3 当施設は、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第10章 非常災害対策に関する事項

第22条 非常災害対策

- 1 当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、これを職員に周知する。

- 2 地域密着型施設サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は入居者の避難等適切な措置を講ずる。施設長（管理者）は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
- 3 当施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間想定訓練）を行う。
- 4 当施設は、前項に規程する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 当施設は「災害時における福祉避難所の開設運営に関する協定」に準じ、災害が発生した場合において、身体等の状況が医療機関への入院又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、通常の避難所での生活において特別な配慮を要するものを受け入れるための福祉避難所の開設運営について、金沢市と協定を締結する。

第11章 身体拘束及び虐待の防止のための措置に関する事項

第23条 身体的拘束防止のための体制

- 1 当施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 当施設が、前項により入居者の行動を制限する場合の手続きは次のとおりとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する「身体拘束・虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 身体拘束・虐待防止委員会の構成員は、施設長（管理者）、生活相談員、看護職員、介護職員とする。
 - (4) 身体拘束・虐待防止委員会にて、慎重に検討し、①切迫性、②非代替性、③一時性の三つの要件をすべて満たした「緊急やむを得ない場合」であることが判断された場合は、身体的拘束等を行う。
 - (5) 入居者本人又は家族等と面接し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて生活相談員もしくは看護職員が詳細な説明を行う。
 - (6) 入居者本人又は家族等の十分な理解と同意を得たうえで「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」署名捺印してもらう。
 - (7) 実際に身体拘束を行う場合は、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由等をケア記録に記録する。
 - (8) 身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束、虐待防止委員会において継続的に検討する。

第24条 虐待防止のための体制

- 1 当施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定
 - ・施設長（管理者）を「虐待防止責任者」とする。

(2) 虐待防止委員会の設置

- ・虐待防止及び早期発見のため「身体拘束・虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を設置し、3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(3) 指針の整備

- ・「虐待防止に関する指針」を整備する。

(4) 研修の実施

- ・職員に対し、虐待防止のための啓発・普及を行う研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(5) 窓口の整備

- ・虐待に関する苦情処理の窓口を設置し、入居者及び家族等が相談しやすい体制を整える。

(6) その他

- ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長（管理者）は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。

第12章 衛生管理に関する事項

第25条 衛生管理

- 1 当施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 当施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 当施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修等を年2回以上実施する。
 - (4) 全3項に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う

第13章 事故に関する事項

第26条 事故発生の防止及び発生時の対応

- 1 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規程する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

- (3)「事故及びヒヤリハット委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」の設置及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 当施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族代表者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 当施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

第14章 苦情に関する事項

第27条 苦情処理

- 1 当施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当施設は、市町村が実施する介護相談員を受け入れ、苦情の早期発見、解決に努める。

第15章 秘密保持に関する事項

第28条 個人情報の保護

- 1 当施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 当施設が得た入居者又は家族の個人情報については、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族代表者の同意を、あらかじめ書面により得るものとする
- 3 当施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 4 個人情報の取扱いに関する入居者及び家族代表者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

第16章 地域との連携等に関する事項

第29条 地域との交流

- 1 当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

第30条 運営推進会議

- 1 当施設の行う地域密着型介護老人福祉施設を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は入居者、家族、地域住民の代表者、金沢市又は地域包括支援センターの職員および地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者で構成するものとする。
- 3 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又は家族代表者が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得るものとする。
- 4 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回以上とする。
- 5 運営推進会議は地域密着型介護老人福祉施設の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。
- 6 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする

第17章 生産性向上に関する事項

第31条 生産性向上の促進

- 1 当施設は、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を図るため、ICT機器の活用や業務フローの見直し等の生産性向上に資する取組を継続的に行うものとする。
- 2 当施設は、生産性向上を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 当施設は、生産性向上を図るため「生産性向上推進委員会」を設置し、3ヶ月に1回以上開催する。
- 3 当施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために下記の検討を行う。
 - (1) 入居者の安全及びケアの質の確保
 - (2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 - (3) 介護機器の適正使用
 - (4) 職員に対する研修
- 4 その他
 - (1) 生産性の向上の取り組みを進めるにあたり、厚生労働省が示している（生産性向上ガイドライン）に基づき業務改善を行う。

第18章 その他運営に関する事項

第32条 職員の研修

- 1 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1年以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

第33条 記録の整備

- 1 当施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第34条 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- 1 当施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 当施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

第35条 重要事項の揭示

- 1 当施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

第36条 会計の区分

- 1 当施設は、施設サービスの事業の会計を他の事業の会計と区分するものとする。
- 2 当施設の経理は、社会福祉法人こころ経理規程の定めるところによる。

第37条 暴力団員の排除

- 1 施設の設置者、施設長その他当施設の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下、設置者等という。)は、暴力団員等(金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規程する暴力団員等をいう。以下、暴力団員等という。)であってはならない。
- 2 設置者等は、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 施設の運営に当たっては暴力団員等を利用し、暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第38条 業務継続計画の策定

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条 ハラスメントの防止

- 1 当施設は、適切なサービスの提供を確保するため、職場における性的な言動に起因する問題（セクシャルハラスメント）及び優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント等）により、職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講じる。
- 2 当施設は、職員がハラスメントに関する相談を円滑に行えるよう、相談窓口の設置や担当者の配置を行い、適切に対応する体制を整備する。
- 3 相談した職員に対し、当該相談を理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 相談を受けた担当者は、プライバシーの保護に十分配慮し、速やかに事実関係の確認及び必要な措置を講じるものとする。
- 5 入居者又は家族等から職員に対して行われるセクシャルハラスメント等についても、前各項と同様の措置を講じ、組織として適切に対応するものとする。
- 6 具体的な指針等については、別途に定める法人の就業規則及びマニュアル等に記載する。

第40条 法令との関係

- 1 この規程に定めのない事項については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、その他関連法令の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より改定施行する。

この規程は、平成26年4月1日より改定施行する。

この規程は、平成29年4月1日より改定施行する。

この規程は、令和4年4月1日より改定施行する。

この規程は、令和8年4月1日より改定施行する。